

各大学等研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 里 見 進  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人研究者招へい事業（外国人特別  
研究員（一般））採用者への特例措置（来日期限延長）について（通知）

平素より本会事業にご協力いただきありがとうございます。

標記事業につき、令和 2(2020)年度採用者(令和元(2019)年度採用者のうち、令和 2(2020)年度に来日期限の延長を行った者を含む)は、令和 2(2020)年度(2020/4/1～2021/3/31)に来日する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響により、採用者の多くが入国の目処が立っていないことを鑑み、特例として下記の通り来日期限の延長を可能とする措置を講じることとしました。

については、下記をご確認の上、当該措置の適用を希望する場合は、期日までに必要書類をご提出ください。

なお、採用通知時に発行した Award Letter 及び経費負担証明書の再発行は行いません。在留資格申請の手続きは、発行済みの Award Letter 及び経費負担証明書と別添「来日期限の延長について」とで行ってください。

## 記

1. 対象プログラム
  - ・外国人特別研究員（一般）
2. 採用開始（来日）期限
  - ・外国人特別研究員採用開始（来日）期限を、**令和 3(2021)年 9 月 30 日まで**とする。
3. 申請方法
  - ・受入研究機関より、**提出専用 Web ページ**にて下記書類の PDF データを提出してください。提出専用 Web ページの「様式の種類」は「**様式 1：採用期間開始等予定届**」を**選択**してください（詳細は別途案内）。
  - ・採用期間開始等予定届（特例措置希望調書）（別添）

4. 申請締切

令和 3(2021)年 2 月 26 日 (金)

※締切時点で採用開始日が未定の場合でも、一旦その時点の見込みの日付でご作成ください。

本件担当：

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部人物交流課 外国人特別研究員係

TEL：03-3263-3810

Email：gaitoku@jsps.go.jp